

平成30年3月23日（金）

於・特許庁庁舎7階 庁議室

産業構造審議会知的財産分科会
平成29年度 第2回審査品質管理小委員会 議事録

特 許 庁

目 次

1. 日時・場所

日時： 平成 30 年 3 月 23 日(金) 10 時 00 分から 11 時 30 分

場所： 特許庁庁舎 7 階 庁議室

2. 出席委員

相澤委員長、浅見委員、飯村委員、井上委員、小原委員、近藤委員、長澤委員、
中條委員、本多委員、渡邊委員

3. 議事次第

開 会	1
委員紹介	1
委員長挨拶	1
小委員会成立宣言・配布資料の確認	2
平成 29 年度審査品質管理小委員会報告書（案）について	
（1）資料説明	2
（2）討議	4
審査品質管理小委員会の改善提言を踏まえた平成 30 年度の特許庁における審査品質 管理の取組（案）の紹介	
（1）特許 説明	7
（2）意匠 説明	9
（3）商標 説明	10
（4）各委員からの御意見.....	12
特許技監挨拶	25
閉 会	26

開 会

○戸次調整課品質管理室長 皆様、おはようございます。定刻になりましたので、ただ今から産業構造審議会知的財産分科会平成 29 年度第 2 回審査品質管理小委員会を開催いたします。

調整課品質管理室長の戸次でございます。本日は御多忙の中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。特許庁には特許、意匠、商標のそれぞれに品質管理を担当する部署がございますが、今回の委員会では当方が取りまとめをいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、本小委員会の委員について御紹介させていただきます。

本日は、東京理科大学大学院イノベーション研究科教授・浅見節子委員、ユアサハラ法律特許事務所弁護士・飯村敏明委員、日刊工業新聞社編集局経済部長・井上渉委員、伊東国際特許事務所弁理士・小原寿美子委員、日本知的財産協会理事長・近藤健治委員、日本国際知的財産保護協会会長・長澤健一委員、日本品質管理学会顧問 中央大学教授・中條武志委員、本多国際特許事務所弁理士・本多敬子委員、渡邊知子国際特許事務所弁理士・渡邊知子委員の皆様にご出席をいただいております。どうぞよろしくようお願いいたします。

なお、桜坂法律事務所弁護士・古城春実委員は、本日御欠席でございます。

また、委員長につきましては、一橋大学大学院国際企業戦略研究科の相澤英孝教授にお願いしております。相澤委員長に一言御挨拶をいただき、これより先の議事の進行をお願いいたします。

○相澤委員長 審査品質管理委員会が始まりまして 4 年目になりました。従来どちらかといえば審査を急ぐということに重点が置かれておりましたが、審査の品質についても十分な配慮をいただくということで始めたわけです。

皆様方に丁寧な評価をいただきまして、継続的に評価を繰り返しているところであります。品質管理というのは当然のことながら単年度のものではなくて、これを続けていかなければ意味がないということですから、今後とも審査品質管理を継続していただきたいと思っております。

審査の品質管理につきましては、特許庁が中心となるべきものでありますけれども、願書というのは出願人、代理人である弁理士が作成するものでありますから、そういう皆様

方の協業によってよりよい品質の明細書が作成され、特許権が生まれていくということが好ましいと思っております。今後とも皆様方の御協力をいただきまして、審査の品質のさらなる向上のお手伝いをさせていければと思っております。

それでは、事務局から定足数、配付資料の確認をお願いいたします。

○戸次調整課品質管理室長 まず、定足数を確認させていただきます。議決権を有する 11 名の委員のうち、本日は過半数の 10 名の御出席をいただいておりますので、産業構造審議会令第 9 条に基づき、本日の小委員会は成立となります。

次に、資料の確認をさせていただきます。ここで経済産業省では、平成 26 年 4 月以降に開催する審議会及び分科会について、議題の性質上、紙の配付が適切な資料を除き、配付資料を電子媒体で行うこととしております。そこで、この審査品質管理小委員会におきましても、資料のペーパーレス化を実施させていただいております。お手元のタブレット PC に資料を格納してありますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

本日は、座席表、議事次第・配布資料一覧、委員名簿のほか、こちらのタブレット PC に格納しております資料 1、2 を用いて御説明させていただきます。資料 1 は平成 29 年度審査品質管理小委員会報告書（案）、資料 2 は審査品質管理小委員会の改善提言を踏まえた平成 30 年度の特許庁における審査品質管理の取組（案）です。

続きまして、本小委員会の公開でございますが、従前どおり、一般の方々の傍聴を認めることとし、特段の事情がある場合を除き、議事録と配付資料につきましては特許庁のホームページにおいて公開したいと存じます。また、議事録に関しましては、委員の皆様方に後日内容を御確認いただきたいと存じますので、よろしくをお願いいたします。

平成 29 年度審査品質管理小委員会報告書（案）について

（1）資料説明

○相澤委員長 ありがとうございます。

それでは議題に入らせていただきます。最初に、平成 29 年度審査品質管理小委員会報告書（案）について御議論いただきたいと思えます。資料について事務局から説明をお願いいたします。

○戸次調整課品質管理室長 それでは、資料 1 を御覧ください。資料 1 の最初から小さなローマ数字でページが始まりますが、その iv ページ目に目次がございますので、まず目次

を用いて資料の構成について御説明申し上げたいと思います。iv ページ目の目次を御覧ください。

本年度の報告書（案）でございますが、昨年度と同じ三つのパートからなる構成をとっております。まずローマ数字のⅠですが、こちらは、昨年度の委員の皆様からの御提言に基づく今年度の取組状況を示すパートでございます。こちらにつきましては、前回の小委員会にて御議論いただきました、資料1の内容をほぼそのまま写しております。ただし統計データ等最新のものになっているところがございますので、その点は御了承いただければ幸いです。前回の資料と同様の内容ですので、内容の御説明は割愛させていただきます。

次に、ローマ数字のⅡのパート。こちらにつきましては、前回の小委員会での席上配付資料3におきまして各委員の評価をいただいておりますが、それを事務局の方で取りまとめさせていただいたものでございます。各評価項目につきまして、委員の皆様には、「極めて良好」、「良好」、「概ね達成」、「改善を要す」の四つの中から評価をいただいているところがございます。こちらにつきましては、良いものから悪いものまで順に並べ、中央値をとったものをこの委員会の評価とさせていただいております。この中央値をとるというやり方は、従前と変わっておりません。そして、その方法についての詳細は、20 ページに書かれております。

各項目の評価につきまして、本文におきましては、この委員会の評価、いわゆる中央値を記載させていただきまして、それに対応するコメントについても記載させていただいているところでございます。

また、その中央値の意見を多数の御意見といたしますと、少数の御意見にも配慮させていただきまして、少数の御意見のうち、委員会の御評価よりも低い評価についての御指摘につきましては、ただし書きで始まる段落に記載させていただき、そのコメントもあわせて併記させていただいているところでございます。

また、「他方」とか、「一方」とか、それ以外の言葉で始まる場所につきましては、委員会の御評価よりも高い評価をつけていただいた少数の評価について、記載しているところでございます。

また、今年度の報告書におきましては、この少数の御意見につきましてボリューム感が分かるように、「何々との評価があった」という末尾になっている場合には、その評価をお一人の方からいただいている。また、「複数あった」という場合には、二又は三名の委員の

方からいただいている。それから、「多く見られた」という場合には、四名以上の方からいただいている、というふうに、今年度は書き分けているところがございます。

この評価結果につきましても、各委員の皆様既に前回の席上配付資料で御案内している内容を取りまとめたものでございますし、事前に御覧いただいているということで、内容の逐一の御説明は省略させていただきたいと存じます。

次の、ローマ数字Ⅲのパート。こちらは、前回の小委員会の資料5におきまして、各委員の皆様からの個別の御意見を、事務局の方でまとめられるものをまとめ、整理・統合させていただいたものでございます。こちらにつきましても、委員の皆様には既に資料をお送りさせていただいているところございまして、現在、特段の御指摘がない状況でございますので、逐一の読み上げは割愛させていただければと思います。

なお、今回の小委員会の資料2におきまして、このパートⅢの内容については、改めて枠囲みという形で転記しておりますので、後ほど言及させていただきたいと思います。

資料1についての事務局からの説明は、以上になります。

(2) 討 議

○相澤委員長 それでは、事務局から説明がありました報告書(案)につきまして、御意見がございましたら、お願いしたいと思います。

中條委員どうぞ。

○中條委員 三点ほどコメントがございます。まず最初は、2ページより書いてある取組状況のところですが、ここで取組(原因系)と結果を分けて書いていただいているのは非常に良いことだと思います。ただし、よく考えると取組と結果、それぞれについて計画と目標があったと思います。その意味では取組が計画どおり実施できたのか、結果の目標が達成できたのか、これをそれぞれ評価いただくのがよいのではないかと。ぜひそういう形の評価をしていただければと思います。

二点目のコメントですが、22ページ以降、実施体制・実施状況に関する評価結果がまとめてあります。例えば特許の例で言うと、①から④については「極めて良好」という結果が書かれていて、ただしということで、「良好」に関する幾つかのコメントが紹介されています。一方、⑤から⑩に関しては、基本的には「良好」という意見が書かれていて、ただし書きでは、「極めて良好」という方のコメントが書いてあります。

そのため、①から④については、記述されたコメントを読むと改善点、どこを改善すべきかということが読み取れますが、⑤から⑩については、何が悪くて「良好」という評価になったのかが読み取れない形になっています。

例えば、手元に先回の配付資料を持ってきましたが、特許に関する相澤委員長のコメントを見ると、例えば⑤については「管理の評価が明確にされているとは言えない」ということが書いてあります。また、⑥については「フィードバックの利用方法が明確になっているとは言えない」ということが書いてあります。もとのコメントシートには「良好」とされたまづい点を書いてあるのですが、報告書の方にはこれらのまづい点がかかれておらず、こういう意味で「良好」と評価されたということしか書いてありません。次につながるという意味で、悪い点、不足だった点に関するコメントをぜひ報告書の中に入れていただくことを考えていただければと思います。

それから三点目ですが、33 ページ以降、実施体制・実施状況に関する改善提案がまとめられています。ただ、内容を拝見すると、皆さん方がいわゆるジェネラルコメント、最後の総括のコメントとして書かれたものだけをピックアップして対応を書いているようです。このため、先ほどの 22 ページ以降を細かく見ていくと、結構具体的なコメントがあるのですが、その具体的なコメントに対する対応が 33 ページ以降に書かれていません。33 ページ以降を考えられるときに、ジェネラルコメントだけではなく、具体的なコメントも含めて対応を御検討いただければと思います。

以上、三点でございます。よろしく申し上げます。

○相澤委員長 どうぞ。

○戸次調整課品質管理室長 今の中條委員からの御指摘にお答えさせていただきます。まず一点目ですが、取組と結果に対応して計画と目標があってしかるべきで、それが書かれるべきではないかという御指摘でございます。今回も、実は昨年度と同じように御提言をいただいた内容につきまして、それについて直接何をするかというお答えをする形で資料を整理させていただいたということでございます。委員からの御指摘を踏まえて、来年度の報告書をどうしていくかということは今後検討してまいりたいと思います。

それから二点目でございます。「良好」の後に「極めて良好」の意見しか書かれていないところがあるという御指摘でございます。こちらは取りまとめたときに、別に悪い意見があったのを除いているわけではありませんで、「良好」と「極めて良好」しかなかったということでそうになっているわけでございます。確かに個別の意見の中でネガティブな御意見

のようなものもあったのはあったのですが、それにつきましては評価と対応していないというところがございます、事務局としても苦慮したところがございます。評価につきましては、このようなときにこの評価をつけてくださいという対応表があるわけですが、その対応に沿ったものをピックアップさせていただいているということでございますので、御指摘の点を今後の課題としつつも、今回の報告書では、そういうふうに整理させていただいたということで御了承いただければと思います。

それから、三点目の改善提言についてでございますが、確かに委員の皆様にお聞きしたときには、「改善提言」という欄をきちんと設けていたわけですが、それ以外の、評価のコメントのところにいろいろな御意見が書かれてあって、「改善提言」の欄にはあえて重複して記載しなかった委員がいるのではないかと、という御指摘だと思いますが、今回はそこまで気が回らなかったといえますか、従前どおり整理させていただいたということで御了承いただいて、来年度以降はこの評価をいただく際の聞き方について工夫してまいりたいと思います。

以上でございます。

○中條委員 基本的には来年以降また考えていただければ、それで良いと思いますですが、二番目の点について言うと、その「良好」と言われたという意味は、「極めて良好」と言われなかったという意味ですので、なぜ「極めて良好」と言われなかったのか、そこが実はコメント欄に書いてあるはずですね。それをピックアップしていただきたいと、そういう意味だと了解いただければと思います。

○戸次調整課品質管理室長 「良好」についてのコメントは全て挙げているつもりですが、それ以外のところ、「良好」に対応していないところのコメントもきちんとピックアップしていくということで今後考えていきます。

○中條委員 いやいや、「良好」と言われたときのコメントの内容を見るとわかるのですが、こういうことができているので「良好」と評価されたと書いてあります。逆に言うとその裏には、こういうことは評価できなかったのだから「極めて良好」とはつけなかったというコメントがあるはずですね。それが明示的に書かれていないということです。

○戸次調整課品質管理室長 分かりました。その辺も酌み取るように工夫してまいりたいと思います。

○中條委員 もともとのコメントの方には書いてあるので、それをピックアップしていただきたいということです。

○戸次調整課品質管理室長 ありがとうございます。

○相澤委員長 中條委員、よろしいですか。

○中條委員 結構です。

○相澤委員長 ただいまの中條委員の御意見につきましては、来年度以降の審査品質管理におきまして十分に検討させていただきたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。

先へ進めさせていただきたいと思います。

審査品質管理小委員会の改善提言を踏まえた平成 30 年度の特許庁における審査品質管理の取組（案）の紹介

○相澤委員長 それでは次に議題の二つ目、審査品質管理小委員会の改善提言を踏まえた平成 30 年度の特許庁における審査品質管理取組（案）の紹介をしていただきたいと思います。資料 2 について、特許、意匠、商標の順に説明をお願いしたいと思います。

○戸次調整課品質管理室長 特許につきましては、私の方から説明させていただきたいと思います。資料 2 を御覧いただければと存じます。この資料 2 でございますが、先ほどの資料 1 の三つ目のパートで御提言いただきました改善提言を枠囲みで記載し、その後に来年度の取組（案）について御紹介をさせていただいている、というつくりになっております。

それでは、特許から御説明いたします。まず、(1) 評価項目①の文書の作成状況についての御指摘でございます。品質ポリシー、品質マニュアル等の品質関連文書につきまして、四法の比較ができる一覧表を作成すること、という御指摘をいただいております、御指摘のようなものを作成していきたいと考えております。

(2) 評価項目④、⑤でございますが、審査実施体制・品質管理体制に関するものというところにつきまして、一点御指摘をいただいております。審査実施体制・品質管理体制の充実を図ること。この中で、しかも特許につきましては第 4 次産業革命関連技術についても御言及をいただいておりますのでございます。

取組（案）でございますが、従前どおり審査官の増員に努めてまいります。それから品質管理の体制をきちんと確保いたします。それから、IoT 関連技術の審査におきましては、

これまでどおり協議を継続していきたいと思っております。また、AI・IoTの技術につきましては、目覚ましい進歩を遂げておられて、現在は、技術研修等でキャッチアップをしているところでございますが、庁内講座の新設を検討し、人材の継続的な育成に努めてまいります。最後ですが、無効理由のない権利を設定するために、効果的な品質監査のフィードバック、あるいは協議の実施方法を検討してまいりたいと思っております。

次に、(3) 評価項目⑥の品質向上のための取組でございます。こちらにつきましては審査官同士のサーチノウハウの共有化をすること。それから、外国文献をより効率的に検索するためのサーチの環境の整備について、改善・提言を頂戴しているところでございます。

こちらについての取組でございますが、まず技術分野別のサーチガイドライン。こちらは最低限調査すべき範囲、留意事項等をまとめたものでございます。それから、協議や庁内の審査に関する知識共有のためのポータルサイトによる周知等を通じまして、経験豊富な審査官の知識を含む、技術分野ごとのサーチに関する知識の共有を、引き続き推進してまいりたいと思っております。また、AI技術の活用を含めたサーチ環境の高度化に向けた取組、それから検索インデックス、その他のデータベースの充実化を、継続的に推進してまいります。次の点ですが、中韓文献翻訳・検索システムは、当初より外部の方も御利用できるように開発されてきたところでございます。そちらに蓄積されている特許文献につきましても、審査官の特実検索システムにおいて、普通に検索・スクリーニングができるように効率化を図りたいと思っております。

この(3)について二点目の御指摘でございますが、審査官間の判断の均質性に関する課題の分析について御提言をいただいております。こちらは先般のユーザー評価調査の結果からも見て取れまして、私どもも課題だと認識しているところでございます。この点について分析するとともに、質の保証に関する取組を推進することについての御提言をいただいているところかと存じます。

具体的取組としましては、ユーザー評価調査等を工夫しまして、この判断の均質性に関する課題というものをより深く調査・分析していきたいと考えております。また、協議、品質監査等の判断の均質性に資するであろう取組を引き続き行ってまいりたいと思っております。

三点目でございますが、ユーザーとのコミュニケーションの充実、それから地方の中小企業を含むユーザーの支援について御指摘をいただいております。

こちらにつきましては、面接や電話対応を積極的に実施してまいります。また、出張面

接・テレビ面接についても同様に積極的に実施してまいりたいと思っております。また、これらの面接等につきまして随時周知を進めていく所存でございます。

(4) 評価項目⑦の品質検証のための取組に関しまして、海外ユーザー、小規模ユーザーを含めた幅広いニーズの把握について御提言をいただいております。

こちらにつきましては、これらのユーザーの方々とも意見交換を行い、また訪問をさせていただく。それからユーザー評価調査につきましては、この海外ユーザー、小規模ユーザーにも配慮しつつ、今後とも継続していきたいと考えているところでございます。

次に、(5) 評価項目⑧の審査の質の分析・課題抽出に関しまして、P D C Aサイクルが有効に機能していることを確認し、不備等がございましたら、継続的に改善を図ること、という御指摘をいただいております。

また、前回の小委員会で一人一人のP D C Aサイクルについて注力してほしいという御意見を頂戴したかと存じます。そこで取組としましては、協議や品質監査の取組を通じまして、審査官一人一人が課題等を認識して、P D C Aサイクルがきちんと有効に機能していることを確認できる状況をより深めていきたいと思っております。

(6) 評価項目⑩の審査の質向上に関する取組の情報発信に関しまして、国内外のユーザー、それから海外特許庁へ、わかりやすい情報提供をすること、それから外国特許庁の品質に関する取組の情報収集を継続すること、という御提言をいただいております。

こちらにつきましては、国際会議、審査官協議、それから途上国の審査官に対する審査実務指導等の機会を通じまして、我が国の品質に関する取組を積極的に発信してまいりたいと思っております。外国特許庁のホームページだけでは得られないような情報もたくさんございます。こちらについても情報収集を行ってまいりたいと存じます。次に、各企業／業界団体との意見交換につきましては、これまでも行ってきたところでございますが、引き続き実施してまいりたいと思っております。また、ホームページの見直しにつきまして、平成30年度実施したいと考えているところでございます。最後ですが、第1期日米協働調査試行プログラムは、昨年の夏に終わりましたけれども、こちらの全ての結果がもうすぐ出そろそろ予定でございますので、出そろった段階で、特許庁のホームページ等において分析結果の公表を行う予定でおります。

特許については以上でございます。

○木本意匠課長 引き続きまして、意匠の説明をさせていただきます。意匠につきましては、独自の取組を中心に説明させていただきます。4ページ目の冒頭になります。

評価項目①の文書の作成状況に関するものにつきましては、特許と同様の取組をしてまいりたいと存じます。

(2) 評価項目④、⑤の審査実施体制・品質管理体制に関しては、審査体制の整備・強化を図るべく、審査官の増員に努めます。審査の質を継続的に向上させるため、品質管理に必要な体制を確保いたします。

(3) 評価項目⑥の品質向上のための取組に関しましては、三つの御提言をいただきました。一つ目の御提言、審査システム整備についてでございますが、審査官間の情報共有強化のためのシステム検討や、庁内の審査に関する知識共有のためのポータルサイトによる周知等を通じまして、経験豊富な審査官の知識の効率的な共有を引き続き推進したいと存じます。国際意匠登録出願、ハーグ協定に関する出願でございますが、その起案の際に確認するチェックシートの維持及び管理を引き続き行いたいと存じます。AI技術の活用を含めた審査環境の高度化に向け、先行意匠調査に関する費用対効果、制度検証等を継続的に行いたいと考えております。

二つ目の御提言、専門知識レベルに関する課題についてでございます。ユーザー評価調査等を通じて意匠審査全般、及び専門知識レベルに関する課題を調査・分析するとともに、出願人との出張面接等を通じた意見交換や、各種セミナーへの参加等を通じて意匠審査官の専門知識レベルを高める取組を引き続き行いたいと存じます。

三つ目の御提言、ユーザーとのコミュニケーションの充実につきましては、特許と同様の取組をしてまいりたいと存じます。

評価項目⑦の品質検証のための取組に関してでございますが、国際意匠登録出願の監査の試行に対して、品質監査の項目や抽出条件における検討の充実を図りたいと思います。

また、幅広いニーズを十分に把握することに関しましては、特許と同様の取組をしていきたいと存じます。

評価項目⑧、評価項目⑩、審査の質の分析・課題抽出に関するもの、審査の質向上に関する取組の情報発信につきましては、特許と同様に取組を推進してまいりたいと存じます。

以上でございます。

○佐藤商標課長 引き続きまして、商標でございます。商標につきましても重複するところは割愛いたしまして、商標独自の主な取組について御紹介いたします。

まず、お手元の資料の商標のところですが、(2) 審査実施体制に関するものということで、審査官の数の確保、その育成の充実を図ることということで提言をいただい

おりますけれども、それに対する取組は三つです。審査官の増員に努める。品質管理に必要な体制を確保する。職位に応じた研修を行い、審査官の育成を図る。

もう一つですけれども、新しいタイプの商標審査に関しまして、審査実施体制の充実とか審査運用の徹底を図ることという提言を受けております。まず、新しいタイプの商標に関する審査ノウハウの共有化を図って、新しいタイプの商標審査に対応できる人材を育成してまいります。具体的には、新しいタイプの商標に関しましては、審査マニュアルがございまして、これの更なる充実化を図り、順次、審査便覧に反映して、公表してまいります。それから、同じく新しいタイプの商標につきましては、管理職等含めた協議を積極的に行うことにより、その審査事例を蓄積して、審査官間における情報共有を図っていくことで、審査運用の徹底を図ってまいります。

次に、国際化に耐えられる十分な審査体制を構築することという提言をいただいております。こちら研修計画がございまして、語学研修、海外留学等を通じて審査官の育成を図ってまいります。また、欧州・韓国・台湾等の官庁との二庁間における専門家会合とか、米国特許商標庁への審査官派遣といったものを通じて、国際化に対応した審査官の育成を図ってまいります。

次のページですが、(3) 評価項目⑥の品質向上のための取組に関するものということでございます。特に、商標に関しては三つ目でございます。判決や審決のフィードバックによる審査の適切性を確保することということで、三つほど取組を継続してまいります。まず審査部門と審判部門とで、情報意見交換会を継続的に実施してまいります。また、異議決定によって取り消された案件につきましては、その異議決定の要点を一覧にまとめまして、審査と審判で判断が異なった要因等の分析を行って、審査部にその情報共有を図ってまいります。また、拒絶査定不服審判におきましても、審査の適切性に関する分析を行った上で、審査部門、審判部門とで意見交換を行い、その結果を審査部内で情報共有を図ってまいります。

その次に、商標の識別性の判断及び類似性の判断の均質化を確認することということで、これについては具体的に管理職がやっておりますけれども、決裁の段階におきまして、判断や起案の内容のばらつきを抑制してまいります。また、管理職を含みますけれども、審査官同士で積極的に協議を実施するというのをやってまいります。

次のページですが、AI技術を用いた審査効率化を導入することということで、こちらについては今年度も実施してございますけれども、先行図形商標調査、要はイメージサー

チ及び不明確な商品・役務のチェックについて、人工知能（A I）技術を活用した業務の高度化・効率化について、引き続き、実証的研究事業を進めてまいります。

それから、(6) 評価項目⑩の審査の質向上に関する取組の情報発信に関するものということで、外国特許庁の品質管理に関する取組の情報収集を継続することという提言をいただいております。そちらについては最後のページになりますが、特に国際会議、審査官協議等の機会を通じまして、海外特許庁へ我が国特許庁の審査の質の維持・向上に関する取組を発信してまいります。特に、商標に関しましてはTM5におきまして、日本がリード庁として推進してまいります品質管理プロジェクト、こちらは昨年12月にTM5年次会合にて、このプロジェクトを立ち上げるということで合意を受けておりまして、これについてJPOがリードして五庁の品質管理施策について情報共有を図ってまいります。また、各企業／団体との意見交換を今年も積極的にやっておりますが、これも引き続き実施してまいります。同じく重複しますけれども、ホームページについても情報提供を拡充するというので、平成30年度にホームページの見直しを行う予定になっております。

商標は以上でございます。

○相澤委員長 ありがとうございます。

御意見がございましたらお願いいたします。

本多委員、それから浅見委員お願いします。

○本多委員 御説明いただきましてありがとうございます。今後の改善につきまして、特許、意匠、商標、いずれの分野におきましても御庁との意見交換の場を非常に多く設けていただいておりますこと、大変感謝申し上げます。これによって代理人としても適宜、適切な情報をクライアントに提供でき、適切な審査を期することができるものと考えております。また、意匠につきましても国際登録出願などで〈各国の法制度の違いから出願の要件に〉齟齬がありましたものについて、実態に即した運用を考えていただけているということで、今後とも引き続きよろしくお願ひしたいと思っております。

また、商標に関して言えば、TM5やID5を通じて情報発信を積極的にしていただいております。また、ユーザーとのコミュニケーションの場もそういった国際会議の場でも設けていただけることによって、ユーザーが直接各国の庁と対話をすることができ、情報をよりの確に入手することができることに感謝しております。

審査等におきまして、研修を充実して審査基準などの運用を適切にというようなお言葉をいただいております。また、新しい商標の審査も大分進みましたが、その結果を拝見い

たしますと実態と少し合わないような運用もあるかと思えます。そういったところも適宜見直していただきまして、実態に即した審査を基準に合わせていただきまして、審査の促進といった点においても向上を図れるのではないかと思います。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○相澤委員長 ありがとうございます。

浅見委員、いかがですか。

○浅見委員 ありがとうございます。この委員会が始まって4年たちまして、品質管理の体制や内容は、年々充実していると感じております。

先ほど中條委員から、その評価の基準、例えば「良好」としたときには、なぜ「極めて良好」でないかということの評価として書くべきだという御指摘がありました。その御指摘を受けて取組（案）を伺っていたわけですが、例えば特許で申しますと、取組（案）の3ページの最後、情報発信の中で、日米協働調査試行プログラムの結果を公表すると、こういった具体的な取組については内容も非常に有益だと思いますし、皆さんの関心のあるところでもあります。この結果が公表されれば、達成したという評価がしやすいです。

その一方で、例えば2ページの上のところ、「審査官間の判断の均質性の分析、取組の推進」という項目について、取組内容を見ますと、「ユーザー評価調査等を通じて判断の均質性に関する課題を調査・分析するとともに、協議や品質監査等による判断の均質性を高めるための取組を引き続き行う」とあります。この記載はあまり具体的ではなくて、どうやって行うのかとか、何をすれば「極めて良好」と評価できるのか、あるいは「良好」と評価できるのかというのがはっきりしていません。判断の均質性ということ自体が難しい目標ではありますが、こういう書き方ですと、評価が難しいという感じがいたしました。

この委員会の役割ですが、恐らく評価だけではなくて、いろいろと提言していくことも求められていると思います。私どもも提言はしていますが、特許庁としても、今後どういう点に重点を置いてどうやって品質管理をやっていくのかということ、具体的に案を示していただいて議論することができれば、この委員会の意義がより大きくなるのではないかと思います。本委員会には日本を代表する企業の委員の方もいらして、実際の審査を1件1件見て評価をされているだろうと思います。また、この委員会だけではなく、特許庁は関連団体とも御議論いただいていると思います。ですので、もう少し具体的な議論をして、具体的な案を示していただければと思います。

それに関連しまして、本年度は、委員会は1月と3月に開催されましたが、この時期に

議論しても、来年度の取組には反映しづらいと思います。ですので、この委員会の役割を考えていただいて、どういう時期に開催すれば、最も効果的な役割を果たせるのかということも、今後検討していただければと思います。

以上です。

○相澤委員長 ありがとうございます。

○戸次調整課品質管理室長 それではまず、特許についてお答えしたいと思います。本多委員から、意見交換の機会について、それから研修の充実についてコメントいただいたと存じます。こちらにつきましては先ほど御紹介させていただいたとおり、特許についても充実させていきたいと思っております。

浅見委員からの御指摘、幾つかあったわけでございますけれども、例えば、判断の均質性について、少しふわっとした取組になっているのではないかと御指摘をいただきました。実際、判断の均質性というものを分析するというのは、委員の御指摘のとおり、なかなか難しいところがございます。先般の小委員会では、例えば、条文ごとに聞くですとか幾つか御提案いただいているかと思っておりますけれども、そういうことも踏まえまして、ユーザー評価調査を見直そうと思っているところでございます。けれども、まだ具体のところ詰められていなかったというのが本音のところでございます。今後そういうものをお示しした上で評価をいただくということにしたいと思っております。

それから、特許庁がどういう点に重点を置いたのかということをはっきりさせた方がよいという御指摘でございますが、こちらについては、審査に関する数値等の指標を設けるというのは、審査へのバイアスを考えるとなかなか難しいところもございまして、全てについて行うということは難しいとは思いますが、ただ、平成 29 年度には試みとしまして、審査の質に関してコミュニケーションが重要だろうということで、コミュニケーションに関するユーザー評価につきまして、上位評価の割合を 60%とすること、それから、出張面接やテレビ面接の実施件数を 700 件以上とすること、これらを平成 29 年度に特許庁が達成すべき目標として掲げさせていただいたところでございます。これからも今の御指摘を踏まえまして、高い目標を掲げながら、品質関連の取組を着実に実施してまいりたいと思っております。

特許は以上でございます。

○木本意匠課長 次に意匠の御指摘を中心にお答えさせていただきます。本多委員から御指摘がありましたが、昨年度の 4 月、それから本年 5 月にも意匠審査基準の改訂を準備し

ております。特に図面の開示方法についてでございますが、国際意匠登録出願の審査の経験を踏まえまして、今後も国際的な調和を祈念いたしまして、運用の見直し等を引き続きやっていきたいと思っております。また、判断の均質性につきましては、特許と同様に個別の具体的な事案にも配慮しつつ、全体的な傾向に対しても十分に配慮を行い、分析して課題の調整を行っていききたいと思っております。また、それぞれに対しまして具体的な案を今後考えていききたいと思っておりますので、引き続き御教示よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○佐藤商標課長 商標でございますけれども、まず本多委員から御指摘があった点、今年度は意見交換を随分やらせていただいております。こちらとしても代理人からいろいろな御意見をいただく機会として、非常に有益と思っておりますので、引き続き継続してまいりたいと思います。また、特許庁だけではなく、TM5の他庁との意見交換についても非常に有用だと思っておりますので、このTM5の場を通じて、ユーザーの皆さんとの対話を継続してまいりたいと思っております。

それから、新しいタイプの商標に関して、実情と合っていないのではないかという御指摘があったかと思っておりますけれども、こちらについても、今年いろいろなユーザーの方とお話をしていく中でこういった指摘が実際にございました。審査基準というのは常に見直すべきと思っておりますので、こちらについても実情を踏まえて、必要な見直しを行っていただければと思っております。

それから、浅見委員からの御指摘でございますけれども、審査の質について、具体的な取組というのは非常に難しいところもあるかと思っております。これは今現在個別の案件、あるいは全体についてのユーザーからのアンケートを見ていろいろ見えてくるところもありますし、実際に審査の場で審査官と管理職とお互いに議論してやっているところもございます。具体的にどういった目標が立てられるかというのは、意匠、特許と同じように今後詳細について検討してまいりたいと思います。

以上です。

○相澤委員長 ありがとうございます。

浅見委員、よろしいですか。

○浅見委員 はい、結構です。

○相澤委員長 いかかでしょうか。

小原委員どうぞ。

○小原委員 面接審査を積極的に実施するというお話を今お伺いしましたが、その点に関してお願いしたい事項がございます。地方の中小企業を含むユーザーに対する面接審査を行っていただくときに、特に、中小企業のクライアントの場合には、特許取得ということに関してなれていない場合がございます。その点を考慮して、今までしている面接審査よりも、少し丁寧な審査の御説明をお願いしたいと思います。

例えば、ユーザーは補正案を用意して面接審査にお伺いする場合がありますが、そこで審査官に補正案を示したときに、審査官は現状のサーチの範囲では、その補正案であれば特許になる心証ですと言われたとします。しかし、その補正案で現時点でのサーチでは引例との差がついていて、特許の可能性があるというお話をされると、ユーザーは、その補正案で応答した場合には、次は特許証がもらえるんだというふうに勘違いしてしまうことがあります。ですので、その次にもう一度拒絶が来てしまうと、面接審査でコミュニケーションを密にしたにもかかわらず、良い結果が得られないというようにユーザーにご満足していただかず、特許庁においてもサービスをよくしたのに不満に思われることになり、すごく不幸です。

もちろん代理人が間に入って、しっかりと今後の手続きを説明することが重要だということは、自戒の念を込めて承知しておりますが、中小企業のクライアントの場合には特許取得に慣れていない点を考慮して丁寧に説明頂くことを、審査官の方にもお願いしたいと思います。そして大変有益な出張面接を含む面接審査を、今後も定着させていくということで、協働させていただければありがたいと思っています。

また、特許、意匠、商標において、審査官の増員や人材育成をお願いしたいと思います。特に、第4次産業革命関連技術の新技术に詳しい審査官の増員や人材育成をお願いいたします。

また、技術分野別サーチガイドラインをつくられて知識の共有を図られるということで、サーチをされている登録調査機関にもそのガイドラインを共有していただいて、サーチの質、そして審査の質を底上げすることをお願いしたいと思います。

また、中韓文献翻訳検索システムについては実務上非常に助かっておりますけれども、さらなる精度の向上をお願いしたいと思います。

○相澤委員長 ありがとうございます。

○戸次調整課品質管理室長 お答えいたします。特に地方の面接等での中小企業の方等への丁寧な説明ということでございますが、私どももコミュニケーションは非常に重要だと

考えておりますので、対応していきたいと思えます。もちろん弁理士の先生にも、その仲介をしていただくという意味では大切な役割に担っていただいていると思えますので、その辺の連携を密にしてやっていければと思えているところでございます。

それから、増員と人材育成について御言及がございました。これは大変大切な点だと思っておりますので、今後とも頑張ってまいりたいと思っております。それから、サーチガイドラインの登録調査機関への共有につきましては、今のところはまだ行っておりませんが、今後行う方向での検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。また、中韓文献の精度でございますが、それはもちろんのこと今後のシステムの開発の際に留意したいと思えます。

○相澤委員長 いかがでしょうか。

渡邊委員、どうぞ。

○渡邊委員 私の方から主に二つ申し上げたいことがございます。まずは先端技術に対してどのように対応していくかということです。既に報告書の中でも、特許では庁内講座の新設をお考えであったり、意匠の方では、審査官のセミナーの参加等が挙げられておりますが、その先端技術の進捗の具合が昨今非常に早いという状況がございます。それを踏まえて、対応は二つあるかと思えますが、一つは先端技術に関する出願が出てきたときに、それに対して適切な審査を行うための審査官の知識の向上です。もう一つは、さらにその上のところを考える必要が、昨今必要になっているのかなというのを、ユーザーの方々のコミュニケーションの中で非常に感じております。どういうことかという、先端技術の審査を行うためには、審査体制の見直しが必要になる場合があるのではないかとことです。また、意匠の分野ですと、最近ウェブに関するデザイナーの方とお話した際に、毎年、毎年新しい状況にキャッチアップしていく、勉強していくのが大変だとのことでした。創作している人たちがそのように言っているということは、さらにそれを審査する立場の方は、それに追いつくように勉強していかなければいけない。それをもっと考えると、例えば、特に意匠の場合は、他国と比べた場合での意匠として許容している範囲が日本はちょっと狭いのではないかと、いろいろな問題に突き当たっていると思えます。

これに関しては、別途、別の委員会ですいろいろな議論していただいているかと思えますけれども、今まで日本の特許庁は、他国を追いかけるような形で多少慎重に法改正していくような体制であったかと思えますけれども、その辺も、今後日本の特許庁の信頼を世界的に高めていくという目標に向かうためには、もう少し先を見据えて大きなところでの審査

体制、もっと言いますと法改正に至るところまで、早めに庁内で御議論いただくような体制が必要ではないかと考えております。

もちろんそういう先端技術、特にA I等の審査やサーチへの活用をどんどん進めていただきたいと思います。特に商標では、図形審査にA Iの技術が使われるという話を聞いておりますけれども、A Iは、二次元の図形審査は非常に得意だという話を聞いております。意匠の方でも二次元の審査、例えば画面のデザインなどにおいて、コンピュータ、A Iの技術を審査の活用に使っていただければと思っております。

あともう一つ、先ほど審査官の増員の話がございましたけれども、特に私個人的にも、または周りの方々からもよく聞きますけれども、商標は、前にも申し上げさせていただいたので繰り返しになりますけれども、ここ近年、出願件数が増加しているにもかかわらず審査官の人数が減少しているという状況は、今後のことを考えると審査の質の問題、または審査の遅延を招きかねないのではないかとどうしても危惧してしまいます。

毎年、審査官の増員に努めるという報告書を拝見しておりますが、実際はそれに至っていないという現状もございますので、審査官の増員が大変難しいということであれば、ほかの例えば調査員とか、特許で言う任期付きの審査官であるとか、そういう人的な増員というのはどうしても必要ではないかと考えております。いろいろな工夫によって、または審査官個々の頑張りによって、それらを解消してきているというのが今までの状況かと思っておりますけれども、最終的には人が判断する、人の判断の補助が必要だということは、まだまだ今後続いていく審査の状況かと思っております。人の育成には時間がどうしてもかかりますので、人の増員について対策を考えていただければというふうに思います。よろしく願いいたします。

○相澤委員長 ありがとうございます。

○戸次調整課品質管理室長 まず先端技術へのキャッチアップというところでお答えさせていただきます。当庁としましては、A I、I o T技術の発明該当性や進歩性につきまして、平成28年9月、平成29年3月と立て続けに、特許・実用新案審査ハンドブックにおいて事例を追加しております。こうしたところで特許庁の考え方をいち早く皆様に公表し、また、審査の均質性を保とうと努力しているところでございます。

また、I o Tの関連技術につきましても、検索がしやすいようにということで分野横断的な分類である、広域ファセット分類記号Z I Tというものを新設しました。さらにI o T関連技術がどの技術分野においても同じ審査がなされるように、I o T審査チームの設置を

世界に先駆けて行って来たというふうに自負しているところでございます。先ほど申し上げました庁内講座の検討等の知識の底上げ等もございりますが、こういった新たな技術の出現に対しまして、いち早くキャッチアップして取扱いの検討をしていくということを、これからもスピード感をもってやってまいりたいと思います。

特許の方は、以上でございます。

○木本意匠課長 意匠についてでございます。まず先端技術のキャッチアップでございしますが、審査資料の整備を充実させるとともに、審査官につきましては、各種の研修あるいは海外も含めた見本市の参加等も含めまして、引き続き努めていきたいと存じます。また、先端技術の保護に関しては、産業界の状況や海外における保護の状況を鑑みまして、今後とも運用、あるいは制度において検討を行っていききたいと存じます。

それからAIの利用でございしますが、意匠の場合は、商標の方で実証を行ってございました二次元の図形の結果に基づきまして、二次元の意匠について来年度以降実施、実証等の調査・研究を行いたいと存じます。

以上でございます。

○戸高総務課長 渡邊委員から定員増員の話がございました。大変重要な課題だと認識しております。もともと審査期間が非常に長かった時期が長く、任期付き審査官の増員も含めた対応をさせていただいておりましたが、現在は質の向上ということでこの4年来取り組みさせていただいておりました。それも含めて体制の充実は大変大事だと思っております。他方で、国の全体の定員事業の管理において全体2%の減員という中で、特許庁は全体の2%の減員にはなっていない状況にはありますが、そこは今日いただいた御指摘、また商標の出願が大変増えているという現状も踏まえてしっかりと対応したいと思います。

それから、外注、非常勤の調査員、AI技術の活用などのいろいろな方策がございしますので、あらゆる方策をしっかりと取りたいと思います。AIにつきましては15の分野について実証事業を行っておりますけれども、今年の結果が大体出そろいつつありまして、商標や、先行技術調査など、幾つかの分野で実証事業を行っておりますけれども、その結果を踏まえて来年度さらに踏み込んで行う事業という、さっき意匠の紹介もありましたけれども、具体的に審査官の支援ツールとしてどういうものが適用できるのかということをしつかりと検討していきたいと思っています。

○相澤委員長 よろしいですか。

井上委員、いかがでしょうか。

○井上委員 それでは一言、感想だけ。今はやりのSDGsではありませんけれども、持続性というのが非常に重視されておりますので、持続的な取組を期待しております。あと小原委員からもありましたけれども、地方の中小企業に対するサポートを充実していただきたいと思います。

以上でございます。

○相澤委員長 ありがとうございます。

近藤委員、いかがでしょうか。

○近藤委員 それでは簡単に申し上げます。4年間の取組で、相当底上げはできたと私は思っています。今回の対策にもありますように、個別のばらつきをどう解消していくかという取組が重要なことだと思っておりますので、ぜひそこはよろしくお願ひします。またこういう仕組みを進めるに当たって、職員の方々がどこを向いて仕事しているかが重要だと思います。この小委員会の方を向いて仕事してもらうのではなく、本来この品質向上活動は何のためにやっているかをぶれずに進めていただくよう、しっかり教育、啓発しながら進めていただければと思います。

以上です。

○相澤委員長 長澤委員、いかがでしょうか。

○長澤委員 短くならないかもしれませんが、もう11時過ぎているのに申しわけないです。

○相澤委員長 どうぞご遠慮なく。

○長澤委員 近藤委員と同じで、仕組みづくりとか、やるべきことの特定制度というのはかなりできてきて、皆さんの努力に大変感謝しています。その先、国の産業の発展のために、何をやっていくべきか、もっと深くもっと有効な施策としては何が必要かということ、先ほど浅見委員もおっしゃっていた判断の均一性をどうやって上げていくかという点になると思います。この点については、意匠についても商標についても特許についても、課題として残っていると思います。この判断の均一性について、高めていきたいと思いますという旨の文言は報告書案に書いてあるものの、具体的に何をやっていくかというところは不足しているのではないかと指摘が浅見委員からありましたが、私も同感です。

また、判断の均一性だけではなく許可されるレベルをどのレベルにするかという点があります。これら二点が共に重要だと思っております。特許庁の審査リソースも限られている中、どの点に重点を置くといいのかなかなど考えることがあります。例えば、既に報告書の中でも挙がっているIoT関連技術では、オープンソースコード的なソフトウェア

とか、データセットとかが大事になりますが、そういったものを不競法で守るのか、特許で守るのか、営業秘密で守るのか、はたまた著作権で守るのかという点が非常に悩ましいところで、特許の判断レベルを決めるとしたら、IoT関連技術にある程度は重点を置いたほうがよいと思います。IoT関係で特許分類を新設したり、例えば特許調査を簡単にするために用途別のIoT特許分類をまとめたりという努力をされていて、それは非常によいと思います。また、審査官協議についても積極的に行われているようで、これも非常にいいと思います。

その中で一つ提言したいのは、まずは用途別のIoT特許分類により、特許調査は早くなると思われるのですが、この世界は別の用途に同じ技術をただ適用するというのも非常に多いため、その場合は製品や用途別の縦割りの特許分類ができたと思いますが、公知の技術を単に他の製品や用途に適用する場合には適切な審査が実現し難くなることもあるのではないかとと思うので、一方でIoTの要素技術別に横割りの特許分類というのも考えられたらどうかと思いました。

例えば、データ構造そのものに関するものとか、メタデータに関するものとか、それからIDとかアドレス関係のものとか、配列とかグルーピングに関するものとか、そういうふうに横にも分類というのはできて、うまくマトリックスが機能すると非常に審査の質が上がるのではないかとというのが個人的な意見です。

この分類については、先ほど言ったデータセットというものがあり、それがプログラムと認識されれば日本では特許の対象になると思います。このプログラムと認識する基準というのが難しく、ただ単にデータを並べただけではないか等と様々な意見があると思うので、その辺を検討していただけるとありがたいと思います。

それから、意匠については、先ほどからお話が出ている二次元意匠や部分意匠に関しては、明らかに出願が増えて行くと思われるので、審査官協議を増やすとか、ガイドラインを策定したりされたらどうかと感じました。

商標については、もちろん新しい商標というのがありますが、今課長に取り組んでいたような3条1項の1号から6号の基準を、もう一度整理していただけるとありがたいと思います。新しいタイプの商標は、今は数が少ないと思いますが、恐らくこれは予想ですけど、3～4年後に急に増える。しかも外国からの出願が増えるのではないかとこの予想をしています。そのための準備というものがそろそろ必要な時期にきているのかなと思いました。

次に、いわゆる判断の均一性ではなくて判断のレベルの話ですが、これは非常に難しい話で、法律上は幾らでも「容易」であるとか、「極めて容易」であるとか、そういう言葉で表されているので基準を動かすことはできるのですが、まずは近藤委員がおっしゃったように、この国としてどうしていきたいのか考える必要があると思います。我々が会社で戦略を立てるときは、この会社をどう持っていきたいか、この会社は将来こうするからこういう特許を出していこう、こういうことにはお金を使わないでいこう、というふうに考えます。特許庁では、国策的にはこうであるから、例えば、欧米中韓がこういう判断レベルであるので、それを考慮して日本としてはこういう判断レベルで審査をするべきであろうというストーリーの中に品質委員会というのがあるといいと思います。そうすれば、我々もその方向性であればこう協力しましょうと意見が出しやすいですし、審査官の方々も、我々の話がわかりやすくなるのではないかと思います。そして、それが結果として、審査における判断のレベルや均一性につながっていくのではないかと思います。

最後は、小原委員を初め何人かの委員から出ている話ですが、審査官の増員というのがうたわれてはいるものの、なかなか増えていないという点を指摘させてください。リソースに限りがあるという点は、我々企業側も実は同じような悩みを持ってまして、知財要員というのはあまり増やしてもらえないのが普通です。その場合にどうするかというと、やはり暇な人を忙しいところに回すということ、普通は考えます。AIとかIoT系の技術は増えていきますが、恐らく特許の数はそんなに増えないと思います。そうすると、負荷が減っている部門のリソースを必要な部門へうまく回せないとか、意匠、商標にそういうリソースを回せないかなということを考えていただけたらというふうに感じました。

以上です。

○相澤委員長 特許庁から説明はありますか。

○戸次調整課品質管理室長 井上委員、近藤委員、御意見ありがとうございました。さらに長澤委員から御意見をいただきました。長澤委員の御意見は、均質性のところ、判断のレベルをどこに置くか、それから分野横断的な分類や制度の在り方等についてでした。幾つか、IoT技術の分類ですとか、審査ハンドブックの改訂ですとか、先端的な取組はしているところでございますが、いただいた御意見の中にはなかなか難しい点もございまして、そうした点につきましては中長期的な課題として認識させていただきたいと思います。これからもぜひ御知見等賜ればと思いますので、よろしく願いいたします。

特許は以上です。

○木本意匠課長 今日本に向けての意匠登録出願、海外からの出願人様が非常に増えております。これは日本の審査主義に基づく意匠審査に対する期待というものもあるのではないかと存じております。御指摘ありました二次元の意匠、あるいは部分意匠につきましては、引き続き安定性と信頼性の高い審査を求めていきたいと存じますので、引き続きよろしくお願いたします。

○佐藤商標課長 商標でございますけれども、いろいろコメントいただきまして、誠にありがとうございます。新しいタイプの商標が数年後に増えるというのは、後でもう少しその背景とか教えていただきたく思います。こちらの方も新しいタイプの商標については、審査事項は普通の伝統的な商標とかなり違うところがありますので、審査官の教育という観点からすると、すぐに対応できるものではありませんし時間がかかるものですので、今後も引き続き、出願増があるかもしれませんけれども、そういったものに備えてまいりたいと思っております。

それから、判断のレベルは、長澤委員からも従前から御指摘いただいておりますけれども、今年度も、委員だけではなくてユーザーの方からも、その判断のレベルが低過ぎるのではないか、あるいは識別性の判断が甘いのではないか、そういった声、ニーズ、意見はいただいております。そういったものは審査官、審査室の方にも流しておりますので、審査官もそういった観点から審査しているのではないかと思っております。ただ、御指摘のとおり国としてどうするかとか、そういったレベルの話はまだ議論したことがなくて、非常にいい意見を今日伺ったと思っておりますので、今後、持ち帰って、関係各位と、どうあるべきかを検討してまいりたいと思います。そういったところで知見がありましたら、ぜひまた教えていただければと思います。よろしくお願いたします。

○相澤委員長 ありがとうございます。

飯村委員は、いつもこの会議では暖かい意見をいただいておりますが、ご遠慮なく、ご意見をいただければ、と思います。

○飯村委員 ありがとうございます。品質管理という観点からの詳しい御説明をいただきました。審査の基準を保つための態勢、事前準備、審査のばらつきの回避等の観点からの意見や実情の説明を賜り、合理的、効率的な判断を目指すという点で感心しております。

私からは、審査の品質管理そのものとは多少違う観点から意見、感想を述べたいと思います。委員の方の発言でも、I T、I o T関連の審査に当たっては、実情調査の必要性、企業・開発者がI T関連の特許、意匠権の活用によって何を目標しているか把握することに

より、より良い審査ができるとの御意見があったかと思えます。

それに若干関連する点です。IT、IoT、フィンテック関連の技術の場合、特許等で得られた権利行使において、一番悩ましいのは間接侵害問題であると思われます。その理由は、IT関係の経営モデル、技術モデルは、自社が保有する情報だけで完結し、一定の効果が生じる場合は稀であり、他社の保有する多くの情報・技術を相互利用することにより、はじめて効果が生じる場合がほとんどです。

仮にX社が、A、B、C、Dの構成が全部そろえば効果が発揮する特許権等を持っている場合、しかし、X社自身は、Aの部分しか関与しておらず、他の部分は、他社の情報を利用しているときは、X社が侵害訴訟を提起する相手として選択するのは競争相手であるY社になります。伝統的には、被告（Y社）が構成のすべてを行っていることで侵害が成立するのですが、IT関連の技術で、ひとつの企業が単独ですべての構成に関与していることはありません。しかし、権利行使するときは競合他社Yだけを相手に訴訟を起こします。原告は、B、C、Dの構成については他の企業に依存しているので、それらの企業は相手にできない実情があります。

特許権等の権利行使は、ほとんどが間接侵害規定の活用になります。しかし、現行の間接侵害規定は、十分でない状況が多く生じています。さらに、IT、IoT関連の技術の場合、A、B、Cの構成（情報）を誰が提供しているのかが、全く分からない状況も混乱を加速させています。特許権者が、構成A等に関与している競業他社を被告として間接侵害規定に基づいて差止を求めて勝訴し、その結果、被告が業務を停止した瞬間に、特許権者自身も業務が継続できない事態もありました。構成Aについての企業の関与のあり方についての調査等が不十分だったのだと思われます。

現状では、クレーム作成にあたり、競業他社の技術を検討し、間接侵害規定に依存しないよう工夫が試みられていますが、そのような工夫がすべてうまくいくとは限らないようです。このような問題は、訴訟案件ばかりでなく、相談等でもよく経験いたします。

審査管理そのものとは必ずしも直結する話題ではありませんが、従来の常識では想像できないタイプの出願もあり、審査における役割とか、将来像というようなものについても、ディスカッションやユーザーからの情報収集が、当然ながら課題の一つとして位置付けられると思われます。

具体的な事例でお話できず申しわけないですが、そんな感じを持っております。以上でございます。

○相澤委員長 ありがとうございます。

○戸次調整課品質管理室長 最先端の法律問題について御教示いただいたとっております。それに関連するところで行きますと審査基準の改訂、先般の平成27年7月までの審査基準専門委員会ワーキンググループでの御審議を踏まえまして、サブコンビネーション発明の在り方について、これは間接侵害に関連するところかと思いますが、特許審査の方で対応できるようところは対応してきたというところがございます。今後もそういった最先端の問題意識を持った上でいろいろ検討を進めてまいりたいと思います。

特許は以上です。

○相澤委員長 意匠、商標はよろしいですか。

各委員の御意見をいただいたのではないかと思います、平成29年度最後の会でございますので、御意見があれば、御遠慮なく。よろしいですか。

それでは最後に、嶋野特許技監から御挨拶をお願いいたします。

○嶋野特許技監 本日は相澤委員長を初め委員の皆様、お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。委員の方お一人お一人の御意見を伺いながら、大事な御指摘を数多くいただいているなと思えました。私どもにとって実現するのが難しいお話も多くて、それだけに報告書の中にも十分に盛り込めていない部分が結構あったかと思いますが、その御意見を私どもは真剣に検討して、少しでも具体的に書けるようにこれから努力してまいりたいと思います。

本日取りまとめていただきました報告書の提言につきまして、これをいかに実現していくかが大事なわけでありまして。最先端技術、AI技術なども含めてそれをどういうふうに適切に審査するか、あるいは意匠においても今いろいろ検討を進めておりますが、そういった中で国際的にも十分なことができるように考えていくということ。商標については、新しい商標について審査がなかなか難しいところがございますが、そこをスピードアップして審査していくということも重要な課題だと思います。そういう面でこの品質の取組は継続していくことが大事であると、冒頭に、委員長からも御指摘賜りました。私もまさにその点が大事だと思います。ぜひそういう面で委員の皆様、引き続き御指摘を賜りますようお願いいたします。

簡単でございますが、私からの挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございます。

○相澤委員長 ありがとうございます。

それでは、今後のスケジュールについて事務局からお願いいたします。

○戸次調整課品質管理室長 本日御議論いただいた報告書につきましては、特許庁ホームページにて公開させていただきます。また、来年度の審査品質管理小委員会のスケジュールは現時点で未定でございますが、スケジュールが固まり次第、早急に委員各位に御連絡いたします。

○相澤委員長 それでは、以上をもちまして産業構造審議会知的財産分科会平成 29 年度第 2 回審査品質管理小委員会を閉会いたします。本日は長時間御審議いただきまして、どうもありがとうございました。

閉 会